

福岡県国民保護計画のポイント

〈平素において〉

- 指定都市との連携(連絡組織の設置)
- 「ふくおかコミュニティ無線」の整備促進など通信の確保

〈有事において〉

- 事態認定前の初動体制として「国民保護対策準備室(仮称)」の設置と「福岡県危機管理調整センター」の併設
- 避難の方法の基本的考え方を提示
- 大都市、離島等における住民の避難に係る留意事項を記述



〈その他〉

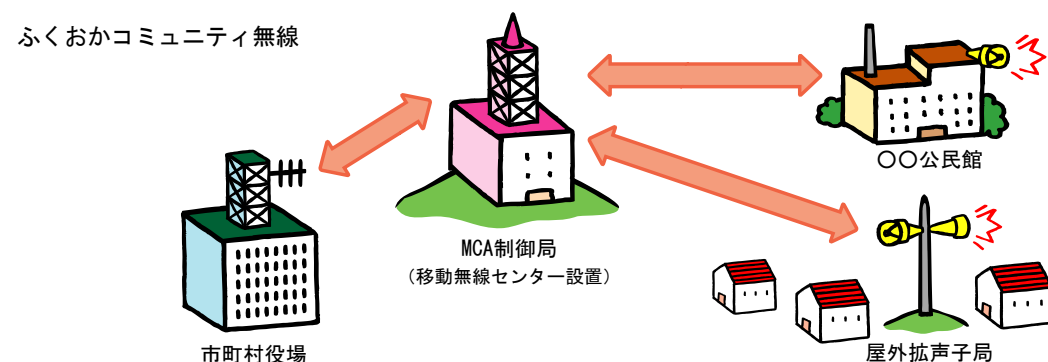
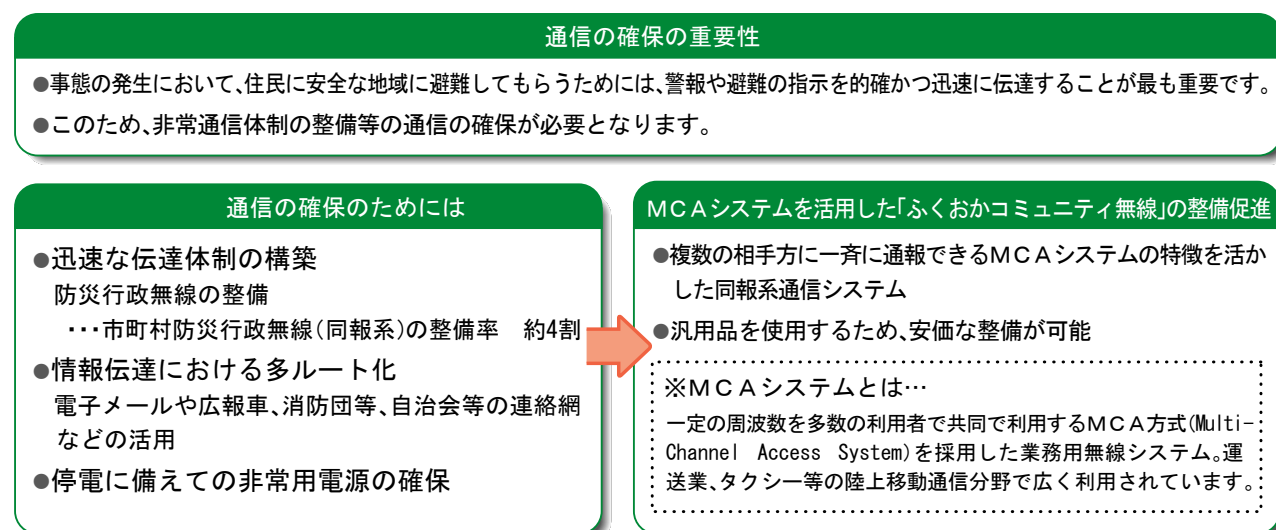
- 具体的な事態例について一連の流れを説明(弾道ミサイル攻撃、列車等の爆破)

平素において

◎指定都市との連携(連絡組織の設置)

- 2つの指定都市は、特に人口集積が高く、大規模集客施設や大規模集合住宅などが多数存在し、九州における交通ネットワークの結節点を有しています。また、両市は、消防・救急について高度な対処能力、資機材を有しています。
- 知事は、避難の指示、緊急通報の発令、避難住民等の救援、避難施設の指定などの国民保護措置を行うこととなっていますが、このうち、避難住民等の救援、避難施設の指定などに関する措置については、大都市特例により、指定都市の長が措置を行います。
- このため、福岡県、福岡市及び北九州市で、平素における連絡組織を設置し、以下の事項について緊密な連携を図ります。
 - ①大規模集客施設等に対する警報の伝達や避難の指示などの情報の伝達方法
 - ②多数の住民の避難誘導
 - ③避難施設の指定及び運営
 - ④救援物資や医療の提供
 - ⑤消防の広域応援 など

◎「ふくおかコミュニティ無線」の整備促進など通信の確保

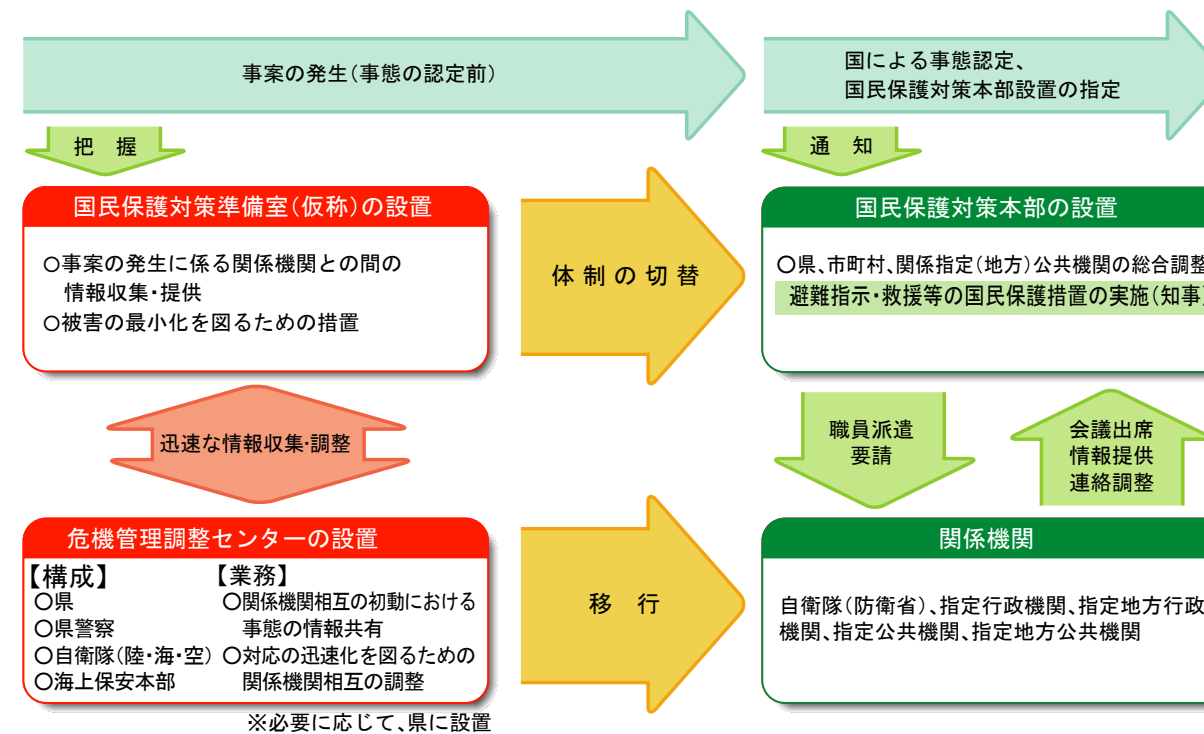


有事において

◎事態認定前の初動体制として「国民保護対策準備室(仮称)」の設置と「危機管理調整センター」の併設

- 国が行う武力攻撃事態等の認定の前に、県内や九州・山口各県などで多数の人を殺傷する行為等の発生を把握した場合、または国の事態認定が行われたものの、国から本県に対して対策本部設置の指定がない場合に、「国民保護対策準備室(仮称)」を速やかに設置します。
- また、関係機関の横断的協力が必要であると知事が判断した場合、「危機管理調整センター」を併せて設置します。

◎「国民保護対策準備室(仮称)」から国民保護対策本部への移行



◎避難方法の基本的考え方 ※地理的条件や地域の交通事情等により、原則によらない避難の方法を指示する場合があります。

1. 屋内への避難(退避)

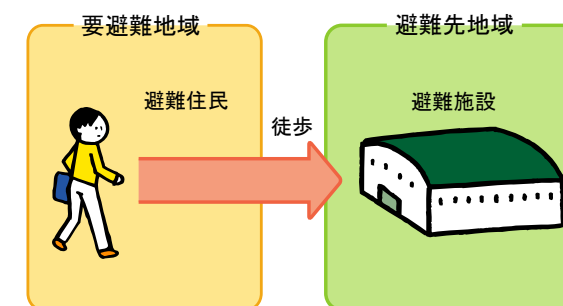
- 弾道ミサイル攻撃やゲリラ・特殊部隊による攻撃、航空攻撃においては、近隣のコンクリート造り等の堅ろうな建築物、地下街等の地下施設などの施設に一時避難(退避)
- その後、事態の推移、被害の状況により安全な地域に避難
- また、NBC※を使用した攻撃においても、一時避難は重要



※NBCとは核・生物・化学兵器の略称

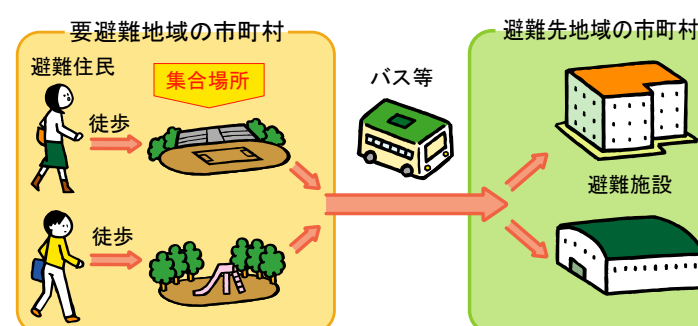
2. 同一市町村内での避難

- 避難施設まで原則として徒歩等により移動



3. 市町村の区域を越える避難

- あらかじめ指定された集合場所まで原則として徒歩等により移動
- 避難先地域の避難施設までバス等により移動



4. 災害時要援護者の避難

- まず、集合場所に自家用車等により移動させ、次に、事前に把握している災害時要援護者の状況に応じて、以下のいずれかの方法により、避難施設に移動

